

# いじめ防止基本方針

にかほ市立院内小学校  
令和8年7月改訂

## I いじめに対する基本的な考え

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめ対策の基本方針

「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめの問題は学校を含めた社会全体の問題である」という強い意識をもち、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処を図り、一人一人が安心して生活し共に学び合うことができる学校環境づくりを行っていく。そして、学校・家庭・地域がいじめの問題に対する共通認識をもって、協働的に対処することができるようにする。

### (3) いじめ防止の取組により児童たちに育むことを目指す態度と能力

#### 自分も相手も大切にして行動する態度と能力

- ・相手を理解しようとする
- ・相手を尊重し、相手の人権を侵害しない

### (4) いじめ対策委員会

#### ① 校内委員会（対策の検討と校内連携）

校長・教頭・教務・生徒指導主事・養護教諭・学級担任

#### ② 拡大委員会（対策の再検討と地域及び関係機関との連携）

校長・教頭・教務・生徒指導主事・養護教諭・学級担任・CS委員・

民生児童委員・学童保育・人権擁護委員・駐在所・PTA三役・

PTA学年委員長・校外指導部長・スポ少関係者・有識者等

#### ※ 全職員で実践すること

- ・学校や学級が、「人権が尊重され、安心して過ごせる場」であるような環境づくり
- ・「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校及び学級づくり

## ☆ いじめ防止の取組が組織として機能するための役割分担

### ①校長

- ・児童たちや保護者に対する、学校いじめ防止の取組の説明
- ・対策委員会において、いじめか否かの判断や対応策を決める中心的役割

### ②教頭

- ・職員室内における職員間の「安心感」（心理的安全性）の確保
- ・保護者や外部機関との連携窓口
- ・学校生活アンケートの実施による実態把握（年２回）

### ③生徒指導主事

- ・情報収集と情報整理、情報提供の中心的役割
- ・対策委員会の招集と企画、運営

### ④養護教諭

- ・児童たちの相談窓口
- ・情報提供

### ⑤教務主任

- ・教頭や生徒指導主事の補佐

### ⑥キャリア教育担当

- ・キャリア発達の視点による具申

### ⑦道徳教育推進教師

- ・いじめを題材にした道徳授業に関する情報提供

### ⑧特別支援教育コーディネーター

- ・特別支援教育の視点による具申

### ⑨学級担任

- ・どんなことも相談しやすい信頼関係づくり
- ・児童たちの声を共感的に聴く姿勢の浸透
- ・教室内ストレスの軽減

## (5) いじめに対する認識

- いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」である。
- いじめは、外から見えにくいコミュニケーションを使った心理的なものが多く、また、同じ学級に加害者と被害者が同居したり、加害と被害の関係が入れ替わったりすることがある。
- いじめに気付くには、表面的な言動だけを見るのではなく、その背後にどのような感情があるのかということにも思いを馳せる必要がある。
- いじめの加害者の心の深層には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。
- いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、「聴衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与える「傍観者」の存在により成り立つ。
- いじめを防ぐには、「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるかがポイントになる。
- 全職員が、いじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、根気強く日常の安全確保に努める取組を行うなどして信頼感と安心感を育み、学校全体にいじめを許容しない雰囲気浸透させていく。

## 2 いじめの未然防止のための取組

- (1) 全教育活動において人権教育や道徳教育、キャリア教育の充実を図り、互いに相手を尊重し合う風土をつくるとともに、一人一人の児童が多様性を認め合い共生的社会の一員として育つことを目指す教育活動を、継続的に行う。
- (2) 学級活動や道徳科等においていじめに関わる問題を積極的に取り上げたり、児童会主体でいじめ防止の取組を行ったりなどして、いじめを許さない学校づくりを行う。
- (3) 生徒指導の三機能（共感的人間関係の育成・自己存在感の感受・自己決定の場の提供）を生かした指導の充実を図り、一人一人の児童が自己有用感をもつことができるようにする。また、授業においては、全ての子どもにとって分かりやすく楽しい授業づくりに努める。
- (4) 全職員で児童の遊びや生活の様子を見守るとともに、安心で安全な風土の醸成に努める。
- (5) 異学年交流活動（縦割り活動）を通して、上級生には下級生に喜ばれたり感謝されたりする経験を通して自己有用感を育み、下級生には上級生に対するあこがれや目標をもてるようにするなどして、互いに尊重し合う学校づくりを推進する。

## 3 いじめの早期発見のための取組

- (1) 全校児童を全職員で見守り、小さな変化を見逃さず情報の共有を図る。
- (2) 1年間で5回のアンケート（「心も体も元気かなアンケート（記名）」を3回、「保護者いじめアンケート（学校生活アンケート：記名）」を2回）を実施し、気になる児童には意図的にコミュニケーションをとって自然な形で悩みや不安等をキャッチする。
- (3) Q-U検査を実施し、担任は全ての児童と「教育相談」を行う。
- (4) 年2回の「子どもを語る会」や期ごとの児童支援運営委員会で、児童に関する情報を共有する。
- (5) 相談窓口を設置（保護者に対しては教頭、児童に対しては保健室等）して、必要に応じて相談することができるようにする。

## 4 いじめに対する対応の原則

- (1) 被害者保護を最優先し、二次被害（不登校、自傷行為、仕返し行動など）を未然に防ぐため、被害者の心情を理解し共に解決を志向するとともに傷付いた心のケアを行う。
- (2) 被害者のニーズを確認しながら、安全な居場所の確保やいじめの児童や学級全体への指導の具体的な支援案を提示し、被害者本人や保護者が選択できるようにする。
- (3) 役割分担を明確にして学校全体で組織的に対応し、解決に努める。
- (4) いじめを受けた児童とその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導及び保護者への助言を継続的に行い、再発防止に努める。
- (5) 問題が収束した後もいじめが解決したと即断せず、継続的な見守りと必要な指導及び援助に努める。

## 5 いじめ防止に向けた保護者や地域との連携

- (1) 学校・学級だより、連絡帳、電話、家庭訪問、学級懇談などを通して家庭との連携を深める。
- (2) PTA活動や児童会活動での校外指導部員と担当職員との連絡調整や、自治会長会議（学区内の会長）での情報交換によって地域との連携を深める。

## 6 いじめ防止年間計画

| 月                      | 取 組 予 定                                                                                                                                                                                                | 備考<br>(異年齢交流活動)              |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 4 月<br><br>5 月         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童支援運営委員会（Ⅰ期）（いじめの基本的な考え方や取組について共通理解を図る。）</li> <li>○ ソーシャルスキルトレーニング（下学年 1 回目）</li> <li>○ 「心も体も元気かな」アンケート①</li> <li>○ 「子どもを語る会」①</li> <li>○ Q-U 検査①</li> </ul> | 運動会<br>院内ウォッチング<br>ふれあいデー    |
| 6 月<br><br>7 月         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童支援運営委員会（Ⅱ期）<br/>（1 学期の反省と改善も）</li> <li>○ 保護者いじめアンケート①（学校生活アンケートと面談の実施）</li> <li>○ ソーシャルスキルトレーニング（下学年 2 回目）</li> </ul>                                       | ふれあいデー                       |
| 8 月<br><br>9 月<br>10 月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童支援運営委員会（Ⅲ期）</li> <li>○ Q-U 検査①の分析</li> <li>○ ソーシャルスキルトレーニング（下学年 3 回目）</li> <li>○ 「心も体も元気かな」アンケート②</li> <li>○ Q-U 検査②</li> </ul>                             | ふれあいデー                       |
| 11 月<br><br>12 月       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童支援運営委員会（Ⅳ期）<br/>（12 月の児童支援委員会では 2 学期の反省と改善も）</li> <li>○ ソーシャルスキルトレーニング（下学年 4 回目）</li> <li>○ 保護者いじめアンケート②（学校生活アンケート）と面談の実施</li> <li>○ Q-U 検査②の分析</li> </ul>  | ふれあいデー                       |
| 1 月<br><br>2 月<br>3 月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童支援運営委員会（Ⅴ期）（今年度の取組の反省も）</li> <li>○ 「子どもを語る会」②</li> <li>○ 「心も体も元気かな」アンケート③</li> </ul>                                                                        | ふれあいデー<br>なわとび集会<br>6 年生を送る会 |

※ 他に教科等で異学年交流を行う。